

船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目を定める告示

平成十六年四月二十三日
国土交通省告示第四百九十二号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第六条第二項の告示で定める船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目を定める告示は、次の各号のとおりとする。

- 一 危害行為が発生したことを示す情報を送信した日時の情報を送信できるものであること。
- 二 専用の警報信号発信ボタンによって作動するものであること。
- 三 適正に作動することが警報を送信することなく確認できるものであること。
- 四 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。
- 五 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与え、又は他の設備からの電磁的干渉によりその機能に障害が書汁粉とを防止するための措置が講じられているものであること。
- 六 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。
- 七 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。
- 八 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。
- 九 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。
- 十 人体及び構成機器に対する保護が十分行われていること。
- 十一 常用の電源以外の電源からも給電することができるものであること。
- 十二 電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。